

# 坂井市地域防災計画 修正の概要

## 1. 坂井市地域防災計画とは

坂井市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、坂井市防災会議が作成する計画です。この計画は、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的としています。

## 2. 修正の経緯

坂井市地域防災計画は前回の改定（平成30年3月）から約4年程度経過しており、その間に発生した自然災害からの教訓が水防法や土砂災害防止法などの法律の改正とともに示されました。また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の開設・運営や国の原子力災害に関する計画の修正も定期的に示され、これらに伴い国の防災基本計画や県の地域防災計画が修正されました。

市においても、こうした災害に関する社会情勢の変化に対応するため、従来計画の見直し・修正を行いました。

### ■主な修正事項

#### (1) 近年の自然災害から得られた知見を踏まえた修正

- ・平成29年7月の九州北部豪雨
- ・平成30年2月豪雪
- ・平成30年7月の西日本豪雨 など

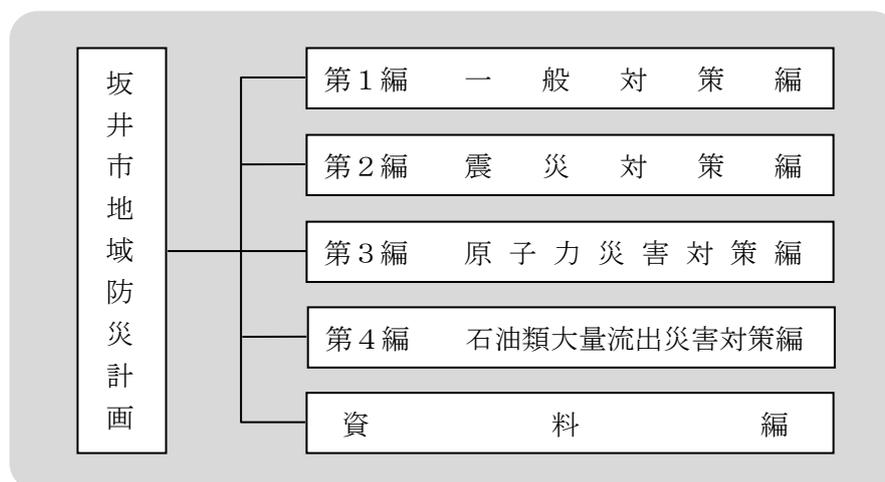
#### (2) 災害対策基本法等の改正を踏まえた修正

- ・災害対策基本法の改正を踏まえた修正
- ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
- ・その他、最近の施策の進展を踏まえた修正

#### (3) 原子力災害への対策等を踏まえた修正

## 3. 計画の構成

本計画は、以下に示す第1編から第4編と資料編から構成されています。



#### 4. 主な修正点

##### (1) 近年の自然災害から得られた知見を踏まえた修正

・平成29年7月の九州北部豪雨を踏まえた対応

修正項目	市地域防災計画改訂の概要	計画 該当頁
中小河川の水害リスクの周知	・洪水予報河川に指定されていない中小河川において、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスクとして住民、滞在者その他の者へ周知する旨を追加	一般対策編 25頁
水害リスクの住民周知	・洪水ハザードマップ、防災マップの見直しや行動マニュアル等の作成の際は、市民等に配布だけではなく、講習会を実施する等、周知徹底を図る旨を追加	一般対策編 26頁
避難行動要支援者への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎が被災した場合でも、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める旨を追加</li> <li>・避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備等を図る旨を追加</li> </ul>	一般対策編 78頁  一般対策編 312頁

・平成30年2月豪雪を踏まえた対応

修正項目	市地域防災計画改訂の概要	計画 該当頁
道路状況カメラの増設と関係機関の連携強化	・道路状況などの情報発信を強化し、交通需要を抑制するため、カメラの増設や関係機関のカメラとの連携を強化する旨を追加	一般対策編 306頁
マイカー燃料満タンの呼びかけ、食糧備蓄の周知	・積雪時の安全確保及び雪害予防のため、降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き、食料の備蓄など普及啓発する旨を追加	一般対策編 311頁
ケーブルテレビ、SNS等を利用した広報	・市民に対して幅広く的確な情報を発信するため、あらゆる媒体を利用し情報提供する旨を追加	一般対策編 323頁

・平成30年7月西日本豪雨を踏まえた対応

修正項目	市地域防災計画改訂の概要	計画 該当頁
自らの命は自らが 守る意識の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応は住民等の避難行動が基本となることから、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる旨を追加</li> <li>・特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める旨を追加</li> </ul>	一般対策編 70頁  一般対策編 71頁
外国人に対する防 災・気象情報の多 言語化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人への防災知識の普及啓発など外国人に係る対策の追加</li> </ul>	一般対策編 82頁
住民の避難行動等 を支援する防災情 報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報・警報・注意報の種類と発表基準表の修正・追加</li> <li>・警報レベルを用いた避難情報を提供する旨を追加</li> <li>・気象情報の発表基準の追加修正</li> </ul>	一般対策編 106～112頁
液状化ハザードマ ップの作成・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップおよび液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表に努める旨を追加</li> </ul>	震災対策編 63頁

・その他、災害を踏まえた対応

修正項目	市地域防災計画改訂の概要	計画 該当頁
大規模停電への対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災上重要な建築物※において、長期停電に備えた電力確保に努める旨を追加</li> </ul> ※防災上重要な建築物について <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校、社会福祉施設等</li> <li>○災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先庁舎等</li> </ul>	一般対策編 39頁
住民への災害情報 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報周知の伝達手段として、一斉電話配信システムを追加</li> </ul>	一般対策編 58、144頁
災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生の対応として、災害の種類（地震・津波・水害）に応じた仮置場候補地の確保に努める旨を追加</li> <li>・円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう関係機関との連携、住民等に対する広報・周知を進める旨を追加</li> </ul>	一般対策編 198頁

## (2) 災害対策基本法等の改正を踏まえた修正

### ・災害対策基本法の改正を踏まえた修正

修正項目	市地域防災計画改訂の概要	計画 該当頁
個別避難計画の作成を市町村の努力義務化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者に対し避難支援計画（個別避難計画）の整備に努める旨を追加</li> <li>・避難支援プランの作成を個別避難計画の作成に変更し、計画の適切な管理を追加</li> </ul>	一般対策編 80 頁
避難勧告・避難指示の一本化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の種類、発令時の状況、市民に求める行動の追加・変更、警戒レベルの追加</li> </ul>	一般対策編 140～141 頁

### ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

修正項目	市地域防災計画改訂の概要	計画 該当頁
指定避難所の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所について、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するよう努める旨を追加</li> </ul>	一般対策編 61 頁
避難所における生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、混雑状況の周知などを追加</li> </ul>	一般対策編 149 頁

### ・その他、最近の施策の進展を踏まえた修正

修正項目	市地域防災計画改訂の概要	計画 該当頁
豪雨時などのテレワークの推奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨時などで屋外移動が危険な場合において、事業者はテレワークの実施や従業員等の不要不急の外出を控えるよう努める旨の追加</li> </ul>	一般対策編 25 頁
避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲を見直し</li> <li>(1) 身体障害者手帳 1 級、2 級（総合等級）を保持する者（肢体不自由、視覚、聴覚障害）</li> <li>(2) 療育手帳 A1、A2 を保持する者</li> <li>(3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級を保持する者</li> <li>(4) 要介護認定者で要支援 1 以上の者</li> <li>(5) 福祉サービスを受けている難病患者</li> <li>(6) 自力で避難することが困難な者</li> <li>※ただし、家族で対応できる方や施設・病院等への長期入所・入院者は除く</li> </ul>	一般対策編 78 頁 震災対策編 49 頁
避難所の受入態勢体制の充実（女性の視点を踏まえた防災対策の推進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的少数者の視点に配慮する旨を追加</li> <li>・女性や子供等に対する性犯罪・性暴力防止のための対応について追加</li> </ul>	一般対策編 148～149 頁

### (3) 原子力災害への対策等を踏まえた修正

修正項目	市地域防災計画改訂の概要	計画 該当頁
屋内退避等の防護措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスを含む感染症下においても、住民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う旨を追加</li> </ul>	原子力災害 対策編 35 頁
避難等の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先する旨を追加</li> <li>・国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し避難指示を行うことができる旨を追加</li> </ul>	原子力災害 対策編 36 頁